

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年(2025 年) １０月 １日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也

１ 件 名 緩速ろ過池補砂業務（菊川３号）

２ 実施場所 別紙１仕様書のとおり

３ 実施内容 別紙１仕様書のとおり

４ 契約期間 契約締結日から令和８年３月３１日まで

５ 入札条件

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定する者に該当しないこと。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- （３）この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- （４）入札参加申請時に下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で資格区分「役務の提供」、業種（大分類）「建物等保守管理」のうち、営業品目（小分類）「施設の付属設備の保守等」に登録されていること。
- （５）下関市内の菊川町地区、豊田町地区、豊浦町地区又は豊北町地区に本店、支店又は営業所等を有すること。
- （６）平成２７年４月１日以降に、国又は地方公共団体その他公共団体と水道施設におけるろ過施設の工事又は保守の契約を締結し、履行した実績を有していること。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本件の入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格がある者と認められていること。

6 入札参加手続等

(1) 入札参加資格確認方法

入札参加資格確認申請書（様式1）に上記5（6）の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を添えて持参又はファクシミリで提出すること。

(2) 提出先

〒759-6301

下関市豊浦町大字川棚4153-3

下関市上下水道局 北部事務所

電話番号 083-772-2410

FAX番号 083-772-4039

(3) 入札参加申請期間

令和7年10月1日（水）午前9時から

令和7年10月7日（火）午後5時まで

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請のあった者に対し、入札参加資格確認通知書（様式2）により令和7年10月8日（水）午後5時までにファクシミリで通知する。

(5) 質問の方法

入札参加申請及び契約内容についての質問は、質問内容を記載した書面（任意様式）をファクシミリで提出して行うこと。

質問の期限は、令和7年10月9日（木）午後1時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに行う。

7 契約条項を示す場所、期間

(1) 契約条項を示す場所

上記6（2）に掲げる場所に同じ。

(2) 契約条項を示す期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）午前 9 時から

令和 7 年 1 0 月 1 5 日（水）午後 5 時まで

8 入札保証金

入札金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、下関市上下水道局会計規程（平成 2 6 年上下水道局規程第 3 号）第 1 6 8 条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金の要否については、上記 6（4）の入札参加資格確認通知書により通知する。

9 入札日時及び入札場所

（1）入札日時

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分

（2）入札場所

下関市豊浦町大字川棚 4 1 5 3－3

下関市上下水道局 北部事務所会議室

10 入札方法

入札は、入札参加者が上記 9（2）に掲げる場所に入札書を直接持参して行う。入札参加者は、代理人をして入札させるときは委任状を持参させ、入札前に提出しなければならない。

11 入札書への記載額

（1）入札書への記載額は、総額によるものとする。

（2）入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって申し込みがあったものとするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、下関市上下水道局会計規程第 1 9 3 条の規定に該当する場合は、免除とする。

13 入札の無効

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- (4) 入札参加者又はその代理人の記名押印又は住所の記載のないもの。
- (5) 入札金額を訂正したもの。
- (6) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合と認められる入札
- (8) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の代理をした入札
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札
- (11) その他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札

14 その他

- (1) 入札参加資格申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局北部事務所に持参又はファクシミリで提出することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。